

第2章 基本的方向

こうした現状認識を踏まえ、知的財産立国の実現に向けて、知的創造サイクルのそれぞれの局面における知的財産の「創造」、「保護」、「活用」と、これらを支える「人的基盤の充実」の4つの分野において、戦略的対応を進めることとする。

1. 創造戦略

(1) 大学・公的研究機関等における知的財産創造

かつて「象牙の塔」といわれた大学が、自ら知的財産を生み出す体制へと生まれ変わることが必須である。大学においては、優れた発明が生み出されても、それを権利化することにより、その成果を社会へ還元する体制が整備されていなかった。そのうえ、教員の意識も、研究には熱心でも、その成果を社会へ還元させることには関心が低かった。近年、TLOが数多く設立され、こうした状況に少しずつ変化が見られるものの、米国と比較するとまだまだ不十分な状況にある。

技術革新の急速な進展をリードする基礎研究を、企業が自前で行うことは資金的な制約等により困難となる中、大学・公的研究機関等が、基本特許の取得につながる革新的ブレイクスルーを達成することや新技術・新産業を創出することへの期待はますます大きくなっている。このため、大学・公的研究機関等が、世界的なレベルの研究開発を進め、より速やかに知的財産を生み出していくための環境整備が必要である。さらに、生み出された成果を権利化し、社会に還元するシステムを確立しなければならない。こうした研究開発成果の創造と活用のシステムを確立することは、大学発のベンチャー企業の育成にも大きな力となり、経済の活性化にも資する。そのためにも、研究に着手する段階から、経済・社会での活用を見据え、実用化に向けて大学・公的研究機関等と企業が協力して取り組むリーディング・プロジェクトを実施するとともに、研究開発や知的財産取得のために特許情報等を活用できる環境の整備を図らなければならない。一方、研究の内容によっては、必ずしもその成果の権利化を優先させず、社会全体で享受する方が科学技術の進歩に資する場合があることにも配慮が必要である。

大学・公的研究機関等における研究者は、報酬のみが目的で研究しているわけではないが、例えばノーベル賞などを受賞しない限り、一般の人にはなかなか認知されない。多くの若者に、研究者がいかに素晴らしいものであるかということを知ってもらわなければ、将来の我が国を担う世代が研究者になろうという夢を抱かない。野球やサッカーのスター選手が数多くの人に感動を与えているのと同じように、素晴らしいものを生み出した研究者や発明者は、社会に大きな希望や可能性を与えることを認識させる必要がある。

大学・公的研究機関等における研究者の業績の評価についても、知的財産の創造やその成果の移転、普及活動の実績にも配慮して行われるべきである。また、国立大学等が法人化した際には、知的財産の機関帰属を原則とし、併せて発明者の努力に報いるため、発明者やその研究費への手厚い還元を図らなければならない。

(2) 企業における戦略的な知的財産の創造・取得・管理

世界で最も多い我が国の特許出願のほとんどは、企業によるものである。しかしながら、欧米に比して、その出願の多くは国内重視の傾向が強く、外国への出願比率は低い。特に、ライフサイエンス等の先端技術分野における特許出願は、国際競争力の源となるものと考えられるが、その質・量ともに十分とはいえない。我が国企業にとっては、今後、グローバルな競争を意識した戦略的な対応が急務であり、国際競争に耐え得る高度な発明の創造を促進し、その発明についての特許を世界的に確立すべく、企業に早急な対応を促すとともに、日本版バイ・ドール制度の拡充など、政府において十分な環境整備を行うべきである。

また、職務発明制度について、企業内の研究者の発明に対するインセンティブを一層高めるとともに、権利関係を早期に安定化させることによって、企業の競争力強化にも資するためにはどうあるべきかとの観点から、2003年度中に合意の形成を図るべきである。

(3) 創造性を育む教育・人材養成の充実

先端的な技術革新につながる基幹的な発明が我が国から次々と生み出されることは、我が国の経済・社会の活力の源泉であり、その基盤は人的資源である。まず、優れた知的財産を生み出す人材を育成することが必要であり、

世界レベルの研究者を輩出できるよう、初等・中等教育から高等教育に至るまで、創造性を育む教育の実現に向けた総合的な取組を行うことが急務である。また、アニメーションやゲームソフトについて、我が国は、世界でも有数の評価の高い作品を生み出す力を有しているが、このような優れたデジタル・コンテンツを今後とも世界に供給していくための基盤を確実に維持しなければならない。そのためには、小学校の早い段階から自由な発想、創意工夫の大切さを涵養する教育を行い、その後、年齢に応じた知的財産教育を通じて、独創性・個性を尊重する文化環境を構築していかねばならない。とりわけ、知的財産の創造を担う人材、基幹的な発明を創造する基盤を確固たるものとする観点から、初等・中等教育を充実させ、創造的な意識を醸成する教育を進めることが必要である。

また、大学、大学院においては、創造性豊かな研究者の養成を意識した教育を行うとともに、若手研究者が自立して研究に取り組める環境の整備に努める。さらに、研究開発活動を活性化するためには、研究機関において任期制を導入するとともに、採用に当たって公募を普及、拡大するなど研究人材の流動化を図るべきである。さらに、世界における我が国の地位を確固たるものとするため、我が国の科学技術の振興にとって重要な領域であるが人材が不足している新興の研究分野や、産業競争力の強化が必要な分野においては、国としてその分野に適応できる人材養成を行っていく必要がある。なお、創造性豊かな研究者が、大学のみならず、産業界、公的研究機関等様々な部門において活躍できるような方策を検討すべきである。

2. 保護戦略

知的財産創造のインセンティブを確保するために、その適切な保護は不可欠である。そのため、制度そのものや、その行政機関や裁判所における運用について、使いやすく、利用者から信頼される専門性・安定性を備えたものとしなければならない。行政機関や裁判所は、知的財産立国を支えるサービス提供者としての認識を深める必要がある。また、加速する技術革新や国際競争の激化に対応し、先端技術分野等における知的財産を、国際的な調和の下で適切に保護しなければならない。

(1) 迅速かつ的確な特許審査・審判

特許出願数の急増は全世界的な傾向であり、世界各国の特許庁においても審査体制の整備が進められているところであるが、審査期間の長期化により権利の成立や行使に影響が生じることが大きく懸念されている。特許等の審査においては、利用者のニーズを踏まえ、的確で安定した権利設定を行うとともに、その審査期間を国際的な水準とすることが是非とも必要である。そのため、最低限、国際的に見て遜色のない迅速かつ的確な審査の実施に向けた取組を推進することとし、2002年度中に2005年度までの計画を作成するとともに、より一層の効率化を図りつつ、審査体制の整備を含む総合的な対策を講ずることが焦眉の急である。さらに、各国での重複審査を避けるために審査共助を図るとともに、特許法や特許審査基準の国際的な調和を通じた相互承認に向けた取組を進め、究極的には世界特許システムを実現することが望ましい。このため、2002年中に、その実現に向けた第一歩として、日米特許庁の協力の下、日米両国に出願された特許について、調査結果・審査結果の相互利用に関する検討を開始すべきである。

また、審判制度についても、迅速かつ的確に判断を示すことにより紛争処理の負担が軽減できるよう、制度の在り方及び実施体制について抜本的な改革を進めることが必要である。企業の知的財産関連活動についても、量的拡大の追求から、経営戦略の観点から価値の高いものを目指すよう、その基本的姿勢の転換を促すべく、必要な方策について検討すべきである。

(2) 著作権の適切な保護

著作権制度については、インターネット等の普及を踏まえた保護の在り方を検討すべきである。デジタル情報は、今後、極めて重要な財産となるが、その最大の特色は、複製・改変が極めて容易かつ安価にできることである。コンピュータ・プログラム、音楽、映画、放送番組、アニメーション等のデジタル情報が強力に保護されなければ、デジタル・コンテンツ産業は成立しない。我が国の著作権法は、インターネットへの対応等に関して国際的に見て極めて高い水準にあり、デジタル・コンテンツについても、法的保護を与えている。しかしながら、インターネットで流通する場合に典型的に見られるように、デジタル化された情報そのものが、その媒体である本やレコード等の有体物から離れて流通するようになった結果、誰もが情報を複製し、加

工し、発信することができる状況が発生している。このため、情報の利用者があまりにも多くなり、権利を持っていても、現実には権利を行使することが極めて難しい状況が生じつつある中、権利行使の実効性確保が大きな課題となっている。こうした新たな状況を踏まえ、今後、実効性を担保しつつ、権利者と利用者の双方にとってバランスのとれた保護を実現するため、有効なセキュリティ技術の開発、訴訟制度の改善、権利処理を円滑にする契約システムの構築等、デジタル・コンテンツの適切な保護の仕組みを確立すべきである。

(3) 営業秘密の保護強化

我が国の企業活動における営業秘密の重要性が一層高まっている中、企業の営業秘密が国内外の競合他社に流出する事例が増加し、企業の競争力が損なわれている。このため、営業秘密の不正取得等に対する民事上の救済措置を強化し、罰則の導入も図るべく、人材流動化に対する抑止効果等、それらに伴って生じうる問題点にも配慮しながら検討を進め、2003年の通常国会に不正競争防止法改正法案を提出することが必要である。また、我が国では裁判の公開原則が強く意識されているため、裁判において営業秘密が公開され、かえって権利者の不利益が生じることもあることから、現実には営業秘密に関する訴訟は少ない。裁判の公開は憲法上の要請であるが、この問題に目をつぶっていたのでは、裁判において営業秘密が適切に保護されることはあり得ない。営業秘密が産業界で重要性を高めている現在、欧米に比して我が国の営業秘密保護の水準が極端に低いということがないよう、必要な対策を講ずるべきである。

(4) 紛争処理に係る基盤の強化

知的財産に関し紛争が生じた場合の最後のよりどころは裁判所（司法）である。司法に対する信頼こそが我が国の知的財産制度の基礎を支えるものである。司法的救済が適切かつ確実であれば、侵害の予防にも資することとなり、ライセンス交渉の活発化等、知的財産の活用にもつながる。このため、知的財産関連訴訟の迅速化や専門的・技術的事項について、十分な審理を尽くすことができる手続・体制の充実を図るべく、2003年の通常国会を目途に、実質的な「特許裁判所」機能を創出するために必要な法案を提出する

など、強力に取り組んでいくことが必要である。このため、既に進められている司法制度改革における検討に加えて、知的財産に関する紛争の特徴を踏まえた一層の対応強化を図る。具体的には、専門家の関与については、一般的な専門委員制度のほか、現在、東京地方裁判所等の知的財産専門部に配属されている調査官制度を一層充実させることが必要である。

また、訴訟制度の改革と併せて、仲裁等の裁判外紛争処理手続（ADR）の強化を図るべきである。

（５）海外及び水際における保護の強化

海外における模倣品・海賊版等の知的財産権侵害製品が我が国経済に与える損失は極めて大きく、これを放置した場合、損失は一層拡大するものと懸念される。今後、我が国が知的財産を基礎とした発展を図っていく上で、国際市場における技術、デザイン、ブランド等の模倣や、音楽、映画、放送番組、ゲームソフト等の違法な複製（海賊版）を看過することはできない。その際には、大規模・組織的な工程が必要な模倣品、パソコンさえあれば個人でも製作できる海賊版等、製品ごとの特性を考慮しつつ、権利侵害に対する有効な対策を検討すべきである。政府として、侵害の発生している国の中央政府・地方政府に対し、この点に留意しつつ、世界貿易機関（WTO）創設に併せて発効した「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」等で認められた権利を最大限行使し、強力な働きかけを行わなければならない。特に、WTO加盟国において、模倣品・海賊版等が大量に製造・流通している場合は、WTOのレビューシステムを最大限活用しつつ、侵害発生国の制度とその運用の監視に努め、併せて、WTO非加盟国に対しても二国間交渉等を通じて知的財産の保護強化を迫るべきである。

また、海外で生産された知的財産権侵害製品を水際で効果的に阻止するため、その国境措置の在り方について、遅くとも2004年度までに、法制面及び運用面の改善策等を講ずる必要がある。

さらに、世界知的所有権機関（WIPO）における知的財産権のエンフォースメントに関する議論に積極的に参画し、国際的な模倣品・海賊版等への対策の強化に努める。また、海外における我が国企業の営業秘密の保護にも強力に取り組んでいく。

このような取組に当たっては、各国にある日本大使館・総領事館、日本貿

易振興会（JETRO）等の政府関係機関も積極的に活用して、毅然たる態度で二国間交渉、多国間協議に当たり、我が国の産業界、そして国民の利益を守らねばならない。

また、地球規模での競争の激化や情報伝達技術の発展に伴い、知的財産の国際的保護水準の適正化や制度間の調和が求められていることから、二国間・多国間の枠組みを通じた新たな国際ルールづくりや、開発途上国の制度整備支援等の取組を推進すべきである。

3. 活用戦略

(1) 大学・公的研究機関等における知的財産の活用の推進

大学・公的研究機関等は、企業の研究開発では生まれにくい創造的な発明を生み出し、それらを社会へ還元する役割を担うべきであるが、この機能を十分果たしていない。知的財産立国の実現のためには、この機能を十分に果たすことができるような仕組みを整備することが欠かせない。優秀なベンチャー企業の育成という観点からも、大学・公的研究機関等がその発信基地として果たすべき役割は大きい。

近年、我が国の大学の特許出願件数、取得件数は大幅に増加しているものの、大学技術のライセンス数は、日本は米国の約百分の一、大学の特許の取得件数では約二十分の一にとどまっており¹、我が国の大学の知的財産に対する取組を大幅に改善しなければならない。このため、大学が優れた発明等を生み出し、その知的財産を基に活力あるベンチャービジネスが生まれ、先端技術を活かした競争力の高い新産業を生み出すという流れができるよう、TLOとも連携しつつ、全国数十か所の主要な国公立大学において「知的財産本部」の整備を2003年度までに開始し、知的財産取得・活用体制を強化する等、大学が自ら改革に取り組むとともに、大学を取り巻く環境を果敢に変えていかなければならない。また、知的財産の活用や円滑な流通を図るため、様々な制度を速やかに見直すなど、所要の措置の検討が不可欠である。

¹ 日本の大学においては、現在、教員の発明に係る特許の大多数が教員個人帰属となるため、大学の特許取得件数に含まれないが、米国ではほとんどが大学に帰属する点に留意する必要がある。

(2) 知的財産の評価と活用

今日、企業の価値評価の対象は、バランスシート等の財務諸表には載らない「見えない資産」に移りつつあるが、特に、知的財産の比重は少なくないと考えられる。しかしながら、経営者の中には、訴訟等の紛争が発生しない限り、特許や著作物等の知的財産に十分な関心を持たない者が少なくないといわれている。このような知的財産軽視の意識を変革することが極めて重要である。特に、創造された知的財産を製品・サービスとして事業化し、社会での有効な活用を進めるためには、事業の担い手である中小・ベンチャー企業や個人による知的財産の活用を支援することが必要である。このため、大企業等が自社で活用していない特許等を積極的に広く開放し、中小企業等による活用を促すことは経済・社会全体にとって極めて有益であり、このような知的財産流通のための環境整備を進める必要がある。

さらに、金融機関も、土地や設備というバランスシートに記載された、目に見える資産のみで企業の価値を評価するのではなく、知的財産を担保にした資金供給にも積極的に取り組むべきであり、これを推進するため、知的財産の適切な評価手法の確立を急がなければならない。不動産等の固定資産を十分に持たないベンチャー企業にとっては、技術とそれを生み出す人材こそが唯一の資産である。知的財産に関連する事業活動が十分に開示され、その企業の有する潜在的な価値が金融機関等によりの確に評価されなければ、発展の可能性を秘めた企業に十分な資金が供給されず、結果としてその技術が社会的に活用されないおそれがある。

また、我が国においては、創作時・利用時における契約システムが十分に機能していない面があるため、著作物の円滑な流通に支障が生じている場合が多い。現在活用されていない個人のものも含め、著作物の円滑な流通を促進し、積極的にそれが活用されるよう、契約システムや権利者の意思表示システムの構築を図るべきである。

4. 人的基盤の充実

あらゆる制度を支えるのは人である。知的財産立国の実現には、知的財産創造の担い手を育成することに加え、その権利化や紛争処理、知的財産ライセンス契約等の高度な専門サービスを提供する専門家の養成が急務である。米国に

おける司法判断が先進的な事例についての国際的なモデルとなることも多いが、それは、米国が世界最大の市場であることに加え、高度な専門的知見を持つ法曹等が多数存在することにも大きく起因している。それに対して我が国の弁護士・弁理士は、その数においても、質においても著しく遅れをとっており、大幅に強化する必要がある。

現在、2004年4月からの学生受入れ開始を目指している法科大学院に関する制度設計が急ピッチで行われているが、知的財産立国を支える専門家育成のため、法科大学院における知的財産法教育の充実に向けて、知的財産分野に重点を置いた法科大学院の誕生が期待される。知的財産に強い法曹を養成するためには、知的財産法をはじめとする、ビジネスに関連する各種の法分野における教育の強化を図る必要がある。そのため、これらを重視した特色ある法科大学院の出現を促すという観点から、法科大学院が独自の創意工夫により独自性・多様性を発揮できるような制度設計とすること、知的財産法をはじめとするビジネスに関連する法分野を新司法試験の選択科目とすることなど、専門人材を養成する環境を整備することが求められる。このような環境が整備されれば、おのずと知的財産に強い法曹が出現するであろう。

また、大学・公的研究機関等で創造された知的財産を事業として結実させるためには、専門技術についての知識を持ちながら、それに加えて、技術の研究開発から事業化までを見通して管理する知識・能力をも有する人材が必要である。しかしながら、我が国においてはそうした人材が必ずしも多くないことを踏まえ、米国におけるマネージメント・オブ・テクノロジー（MOT）のような技術経営プロフェッショナルコースの創設や、技術系学生への経営や法律に関する教育の充実を通じて人材養成を行うとともに、TLO等の体制を整備し、その活動の場を広げるよう努めなければならない。

5. 実施体制の確立

知的財産戦略会議が内閣総理大臣の下で開催されているのは、知的財産立国の形成に関する施策が多くの行政機関等に関係していることにかんがみ、重点的な施策を迅速かつ統一的に推進する必要があるためである。本会議において知的財産戦略大綱を取りまとめた後も、その着実かつ円滑な実施を図るための体制を整備することが不可欠である。このため、遅くとも2003年通常国会

までに、知的創造サイクルの活性化という理念を国家目標とするとともに、関係府省の協力の下に知的財産戦略大綱を強力かつ着実に実施する機能と責任を有する「知的財産戦略本部（仮称）」を設置すること等を定める「知的財産基本法（仮称）」について、必要な検討を行った上で提出すべきである。

第3章 具体的行動計画

2005年度までを目途に、知的財産の創造・保護・活用及びそれを支える人的基盤の充実について、以下の課題に集中的・計画的に取り組む。なお、取り組むべき課題については、今後、改革を進める過程で追加することもあり得る。

1. 知的財産の創造の推進

大学・公的研究機関及び企業等の研究開発からの知的財産の創出の拡充を図ることは「知的財産立国」を実現する上で極めて重要である。そのため、科学技術基本計画を踏まえつつ、基幹技術につながる特許を生み出すような創造的な研究開発を推進するとともに、研究人材の流動性や多様性の向上、研究施設の整備をはじめとする創造的な研究開発を支える環境の整備を図るなど、研究開発全般の推進が重要である。

(1) 大学等における知的財産創造の推進

①知的財産の創造を重視した研究開発の推進

ア) 大学等における知的財産の創造を重視した研究開発の推進

- i) 大学・公的研究機関等において、企業の参加を得て戦略的、集中的に知的財産を創造、活用するため、基礎的研究段階からその研究成果の応用、技術移転に至るまで一貫して実施する研究開発制度を2003年度までに構築する。
- ii) 知的財産の基礎となる研究成果や経済を支える革新的技術などのブレイクスルーをもたらす基礎研究については、経済・社会の持続的発展を図るため、中長期的視点に立って引き続き推進するとともに、2002年度以降、科学研究費補助金等の競争的資金の拡充等を図る。
- iii) 2003年度までに研究情報を体系的に収集する体制や大学、学協会等からの研究情報発信機能を強化し、研究情報の国際的な流通を促進する仕組みを整備することにより、研究開発成果や研究論文の流通を促進する。
- iv) 研究内容や成果を社会に対して説明することは大学・公的研究機関等の

基本的責務であるとともに、これら機関で研究する個々の研究者の基本的責務でもあると位置付け、2002年度以降、研究機関の一般公開、公開講座、インターネットや学協会等を通じての情報の受発信等の機会を増やし、国民と研究者等との双方向のコミュニケーションの充実を図る。

(以上 総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)

イ) 研究開発における特許情報の活用

研究開発の実施段階においても、研究開発を効率的に推進するため、2003年度以降、論文等を検索するシステムを特許検索システムにリンクすることにより、特許情報とそれに関連した技術情報を研究者が容易に検索できる環境を整備するとともに、特許電子図書館、民間特許情報オンラインサービスの検索ツールの利用、文献データベースサービス等のより一層有効な活用を推進する。また、総合科学技術会議及び科学技術政策関係官庁は、2002年度から、政策立案や評価に国内外の特許情報を戦略的に活用することとし、重点的な研究課題の選定に当たっても、特許情報から見た研究成果の産業化の可能性を十分考慮する。このため、総合科学技術会議等は、知的財産情報に関する調査・分析等の活用に関し、特許庁との連携体制を強化する。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

②研究開発評価における知的財産の活用

ア) 評価指針の策定、適用

特許等の活用状況を評価項目の一つの例として取り上げた「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、2002年度中に各省において研究評価指針を策定することとし、研究者等の業績評価を含め、評価を推進する上で特許取得の状況等の知的財産に係る項目をも評価指標として活用するよう努める。当該研究評価指針については、大学・公的研究機関等に早期の適用又は準用を図る。なお、研究によっては、必ずしもその成果の権利化を優先させず、社会全体で享受する方が科学技術の進歩に資する可能性があることにも配慮する。(総合科学技術会議、関係府省)

イ) 公募型研究費の申請項目への追加

科学研究費補助金その他の公募型研究費について、各制度の目的や役割に応じて2002年度に可能なものから順次、各種公募制度の様式に申請者の特許取得内容を記入する欄を設ける等により、研究課題の採択において、知的財産の創造を論文発表とともに評価の参考とする。(総合科学技術会議、関係府省)

③研究者へのインセンティブの付与

2002年度中に発明補償金の上限撤廃及び増額を柱とする国立大学(大学共同利用機関を含む。以下同じ。)共通の規程を制定するとともに、法人化後の国立大学や研究開発型独立行政法人においては、各法人毎に規程を整備する際に、発明者個人への適切な発明補償金の支払について規定する。また、知的財産の創造活動に係る業績に応じて優先的に研究費配分を行うなど、多様なインセンティブを設ける。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

④知的財産権の取得に要する費用の確保

ア) 特許出願・維持等に係る経費の確保

大学・公的研究機関やTLO等における知的財産の権利化を促進するため、今後(国立大学については法人化にあわせ)、特許出願の明細書作成・弁理士費用、海外出願・国際(PCT)出願の費用、特許維持費用等について、2003年度以降、必要十分な経費の確保に努める。

また、国立大学の法人化前であっても、TLOを通じた個人帰属の特許活用を推進することとし、海外出願・国際(PCT)出願の費用確保に努める。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

イ) 大学等に対する特許関連費用の取扱い

独立行政法人化する研究開発型特殊法人や法人化後の国立大学に係る適切な特許関連費用の在り方について、既存の独立行政法人に係る特許関連費用の取扱いも含めて検討を進め、2002年度中に結論を得る。(経済産業省、関係府省)

⑤知的財産権の取得・管理のための人材や体制の整備

ア) 知的財産管理機能の強化

研究開発の実施段階から知的財産の発掘・権利化を行うため、2002年度から順次、大学・公的研究機関等における弁理士や民間の専門家の活用を推進するとともに、産学官連携組織の機能の強化を図る。また、他大学に先立ち、全国数十程度の主要な国公立大学において、TLOとも連携しつつ、企業経験者等民間の人材を活用して、知的財産の創造と活用を総合的に支援する「知的財産本部」の整備等を2003年度までに開始する。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

イ) 研究者及び事務職員の知的財産に対する理解の向上

大学・公的研究機関等における研究者の知的財産に対する理解と意識の向上を図り、また、事務職員等の知的財産管理能力を高めるため、2002年度以降、大学等に専門家を派遣するとともに、知的財産に関する各種セミナー等を開催する。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

⑥研究開発成果の取扱いルールの明確化

ア) 研究現場における共同発明者の明確化

2003年度中に、大学の発明委員会において、学生を含め共同研究者を明確にする旨を各大学の発明規程に明記するよう、周知徹底を図る。併せて、出願時において、各発明者の寄与度を明確化しておくよう奨励する。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

イ) 研究開発成果物等の適切な管理

2002年度中に大学・公的研究機関やTLO等におけるリサーチツールやリサーチマテリアルを含む研究開発成果物等の取扱いに関して、その帰属や研究開発の場での広い利用の促進、産業利用等に関するルールを明確化し、周知徹底を図る。(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)